

## 1990年代のニューヨーク市の経済と予算政策（中）

著者	横田 茂
雑誌名	関西大学商學論集
巻	50
号	5
ページ	63-75
発行年	2005-12
その他のタイトル	Budget Policy and Economy on New York City in the 1990s (II)
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/4683">http://hdl.handle.net/10112/4683</a>

# 1990年代のニューヨーク市の経済と予算政策 (中)

横 田 茂

## 目 次

- I はじめに—1990年代の構図—
- II 予算循環の統制と管理
- III 財政構造改革と経費構成の変化 (以上前号)
- IV 経済振興政策とニューヨーク経済 (本号)
- V 予算政策の限界 (次号)

## IV 経済振興政策とニューヨーク経済

### 1 課税減免プログラム

前節で述べたように、ジュリアーニ市政第1期の予算政策の特徴は経費総額の圧縮を梃子として福祉から教育・治安へ歳出構成の優先順位の組替が行われたことであるが、もうひとつの特徴は、経済活性化政策としての課税減免プログラムが州政府との連携のもとに積極的に展開されたことである。これは悪化する財政への対応策として増税を推し進めたディンキンス市政期からのきわだった政策転換であった。「経済活性化」はジュリアーニ市長の公約のひとつに揚げられていた。もっとも、ニューヨーク市経済の再生と雇用増進のために課税減免措置を用いることは1970年代後半から80年代末まで続いたコッチ市政期にも行われてきた。この施策がジュリアーニ市政期に継承され、企業に重い負担を課し競争条件を悪化させていると経済界から批判されてきた税制上の障害を取り除き、投資と企業の立地を誘発するという目標に向けていっそう体系的に運用されたのである<sup>1)</sup>。前節で述べた経費の収縮による歳出優先順位の組替が、「小さい政府」と「治安と教育の向上」という市長の公約を歳出政策に具体化したものであるとすれば、課税減免プログラムは、「小さい政府」と「経済活性化」という公約が租税政策に表現されたものであるといえよう。

課税減免プログラムの皮切りは、観光業の振興のためにクリスマス休暇が迫った1994年12月

---

1) コッチ市政期の経済活性化政策と租税政策については以下の文献を参照。J. Mollenkopf, "Economic Development," C. Brecher & R. D. Horton, ed., *Setting Municipal Priorities, 1884*, New York University Press, 1983, pp.131-157, 片桐正俊「1980年代のニューヨーク市経済・財政(下)」『東京経大会誌』第167号, 1990年9月。

から施行されたホテル宿泊税の減免であった。市内のホテル宿泊者には8.5%の売上税（市税4%、州税4%、都市交通税0.25%）と室料40ドル以上につき1泊2ドルの均等使用税にくわえて、室料100ドル以上につき11%の（州税5%、市税6%）宿泊税が課せられていた。この宿泊税のうち州税が廃止され、市税が5%に改定されて、1泊150ドル当り20.6%と全米最高水準であった宿泊者の負担が14.6%へ、他の主要都市並みに引き下げられたのである<sup>2)</sup>。

ニューヨーク市財政局が1998年に作成し、市長により議会へ提出された「租税歳出報告書」は、上記のホテル宿泊税減免に引続いて第1期ジュリアーニ市政のもとで立法化された主なプログラムが全面的に施行される2001年度までに見込まれる減免額の構成と規模を、表1のようにまとめている。プログラムの主な内容を簡単に述べよう<sup>3)</sup>。

表1 課税減免プログラムによる負担軽減：1995-2001年度 単位：100万ドル

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
事業課税の軽減：							
商家賃税	28	145	288	328	381	411	426
企業所得税改革			18	66	90	110	130
非法人事業税	12	9	15	105	112	117	122
ロウアーマンハッタン再生計画		3	6	18	36	53	60
売上税			3	6	6	6	6
小計	40	157	330	523	625	697	744
消費課税の軽減：							
売上税 <sup>(2)</sup>		2	13	10	10	114	201
ホテル宿泊税	7	17	18	19	20	20	22
小計	7	19	31	29	30	134	223
小口消費税の廃止：							
地下室使用税				7	7	7	7
コイン操作娯楽機使用税				1	1	1	1
小計	0	0	0	8	8	8	8
総計	47	176	361	560	663	839	975

(備考) (1) ニューヨーク市管理予算局により報告された課税軽減実績と将来見込額, NYC, *Adopted Budget for Fiscal Year 1998*, June 1997.

(2) 1999年度からの租税休日と2000年度からの100ドル未満の衣料品免税を含む。

(出所) The City of New York, Department of Finance, Office of Tax Policy, *Annual Report on Tax Expenditures Fiscal Year 1998, 1997*, P.26.

2) The City of New York, Department of Finance, Office of Tax Policy, *Annual Report on Tax Expenditures Fiscal Year 1998, 1988*, p.34.

3) 1989年に改定されたニューヨーク市憲章の第240条は、ニューヨーク市政府が過年度に特定の納税者あるいはその集団に供与した課税減免計画に関する完全な報告を公表することを義務づけた。ニューヨーク市ではこの条項にもとづき1990年から「租税歳出年次報告書」が作成され、市長から議会へ送付されている。本文に要約されたジュリアーニ市政期の課税減免計画は、以下の文献にもとづいている。The City of New York, Department of Finance, Office of Tax Policy, *Annual Report on Tax Expenditures Fiscal Year 2001, 2000*, pp.36-38, pp.41-45, pp.142-154. The City of New York, Office of Management and Budget, *Executive Budget Fiscal Year 2004, 2003*, pp.41-77.

### A, 商業家賃税

非住宅用建物の借家人が支払う家賃に6%の税率が課されていた商業家賃税は他の都市には見られない企業課税であったが、1995年度からマンハッタンの96丁目以北の地区と市内の他の4区で廃止された。マンハッタン96丁目以南の中央業務地区においては、免税となる年間家賃の最低額が1万1000ドルから段階的に引き上げられて1997年度から10万ドルとなり、実効税率は98年9月から3.9%までに引き下げられていった。

### B, 一般法人税

1966年に導入された一般法人税は、金融機関、保険会社、非営利法人、住宅抵当保険会社を除いて、市内で事業を営む全ての国内および外国企業に対して、次の4つの選択的課税ベースから算出された最高額が課税されていた。①市内に帰属する企業純所得額の8.85%、②市内帰属純所得額プラス役員報酬額の0.15%、③市内に配分される事業資本額の0.15%、④最低固定税300ドル。これに加えて納税者が子会社をもつ場合には、ニューヨーク市に配分される子会社資本額の0.75%が課税された。

一般法人税の主な負担軽減措置は、上に述べた課税ベースのうち「市内帰属純所得プラス役員報酬」の改定によって行われた。すなわち、役員報酬の算入が段階的に減額され1999年7月には5%以上の自社株所有役員を除く全役員の報酬が課税ベースから削除された。さらに中小企業の負担軽減を目的として税額控除額が1万5000ドルから4万ドルへ引き上げられた。また市内帰属純所得の算出公式が改定されたのは、移出事業を営む製造業や卸売企業の帰属所得をより多く市外へ配分する途をひらき、負担を軽くするためであった。

### C, 非法人事業税

1966年に導入された非法人事業税は、個人事業やパートナーシップの市内帰属所得の20%と個人・パートナー当り5000ドルを比較して低い方を控除したうえで、最初の5000ドルを免税にして算出された課税所得額に4%の税率が課される。個人所得税に加えて課されるこの税は、とくに零細小規模事業者にとって過重な負担となっていると批判されてきた。その負担を軽くするために全額控除を適用される租税債務が600ドルから1800ドルへ引き上げられ、1800ドルから3200ドルまでの租税債務が部分控除を受けることとなった。こうして課税所得額5万5000ドル以下の事業主は課税を免除され、9万ドルまでの事業主が部分控除の救済を受けた。また二重課税を緩和するために納税額の一定割合が個人所得税から控除された。さらに投資金融業界から強く要望されていた、自己費用で行われる資産・株式・証券の売買や、外国通貨・デリバティブ、商品の取引などから得られる所得の課税が免除された。

### D, 売上税

ニューヨーク市内で購入される大部分の商品とサービスの価格には8.5%の売上税がかけられていたが、インテリアデザイン・サービス、製造機械・設備に充用される耐用年数1年未満の部品・道具およびサービス、ミュージカル・演劇公演に用いられる小道具やサービスなどが

免税となった。さらに市内の小売業の競争条件を改善し消費購買力の流失を防ぐために衣料品に対する免税が導入された。隣接するニュージャージー州では衣料品が非課税であることに対抗して、1997年1月に価格500ドル以下の衣料品に対する売上税を免税とする1週間の「租税休日」が、州政府との協調によって施行されたのである。この「租税休日」は翌年から1月と9月に行われ、2000年3月より価格100ドル以下の衣料品は恒久的に無税となった。

#### E, ロウアーマンハッタン商業再生計画

建設投資の誘発を目的とした減免政策のひとつは、商工業奨励プログラム (Industrial and Commercial Incentive Program, ICIP) の改正である。新築・拡張や修復された商工業ビルの不動産税に適用される減免要件と期間が大幅に拡充されただけでなく、改正前には対象地区外であったマンハッタン96丁目以南の中央業務地区において高度な情報通信機能を装備する「スマートビル」(smart buildings) の建設に対しても減免が与えられることとなった。これに加えてジュリアーニ市政期に最も注目されたのは、1987年のブラック・マンデー以来、金融機関や一般企業の撤退・縮小による空洞化がすすんでいたウォールストリート周辺を金融とハイテク・ニューメディアビジネスの集積地区として再活性化することをめざす「ロウアーマンハッタン商業再生計画」(Lower Manhattan Commercial Revitalization Program) である。高層ビルがそびえるマンハッタンのミッドタウンとダウントウンに挟まれたソーホー、ヴィレッジ、フラットアイアンなどの地区に自然発生的に住みついていたアーティスト、デザイナー、編集者たちと出版、放送、広告代理業、アートなどの資本がインターネットというあたらしい媒体を通じて結合して新しいビジネスの形態が生まれつつあることが注目され、この地区が「シリコンアレイ」(Silicon Alley) と名づけられたのは1995年のことであるといわれる<sup>4)</sup>。「ロウアーマンハッタン商業再生計画」は、これらのニュービジネスの集積をウォールストリート周辺地区に誘導しようとする政策であった。

そのひとつは、老朽化し高い空室率のまま放置されていたオフィスビルを最新の情報機能を装備したスマートビルに転換し、新事業の立地を誘発する短期的プログラムであって、1975年以前に建てられた賃貸用ビルの所有者が規定の金額以上の改修投資を行った場合に、不動産税を5年間にわたり減額した(3年目までは50%、4年目は3分の2、5年目は3分の1それぞれ減額)。さらにこのビルが賃貸される場合、5年間にわたり商業家賃税が減額された(3年目までは100%、4年目は3分の2、5年目は3分の1)。

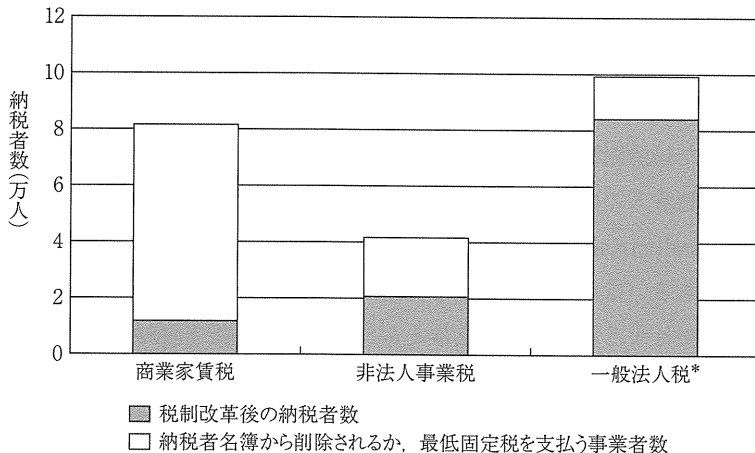
もうひとつは、この地区に新しいビジネスを営む人々が定住する住宅スペースを創出するための長期的プログラムであって、次の3つの誘因が用意された。①業務用ビルを居住スペースをふくむ混合ビルに改修した場合、不動産税の課税評価額の増分に対して、最初の8年間は

4) 青山公三「ニューヨーク・シリコンアレイに見るマルチメディア産業集積」『地域開発』Vol. 247, 2000年4月, 23-27頁, 北沢猛・アメリカンアーバンデザイン研究会『都市のデザインマネジメント』学芸出版社, 2002年, 36-47頁。

100%，その後12年目まで毎年20%を減額する「混合利用プログラム」(Mixed Use Program)，②非住宅用ビルを良好な居住用ビルに改修した場合，改修以前の不動産税評価額に対して14年間，改修後の評価額の増分に12年間，それぞれ減税を交付する「住宅転用プログラム」(Residential Conversions Program)，③この地区のビルを賃借するテナントに対して電力料金を12年間にわたり割引する「ロウアーマンハッタン電力プログラム」(Lower Manhattan Energy Program)<sup>5)</sup>。

さて，以上がジュリアーニ市政第1期に立法化された主な課税減免プログラムである。1998年度の「租税歳出報告書」に収録されたニューヨーク市財政局の推計によれば，これらのプログラムが全面的に施行される2001年度と1995年度とを比較すると，図1のように商業家賃税の納税者の81%，非法人事業税の納税者の51%が課税を免じられ，一般法人税においては16%の企業が最低固定税（300ドル）を超える課税を免れることとなるであろうと見込まれた。そして2001年度における事業課税の減免総額7億4400万ドルのうち35%がサービス，21%がFIRE（金融・保険・不動産），20%が商業，13%が製造業に分配されると見込まれていた（図2参照）。この課税減免プログラムは，ジュリアーニ市政第2期に施行期間の延長や対象の拡大が図られることとなる。

図1 事業課税減免による納税者人口の変化

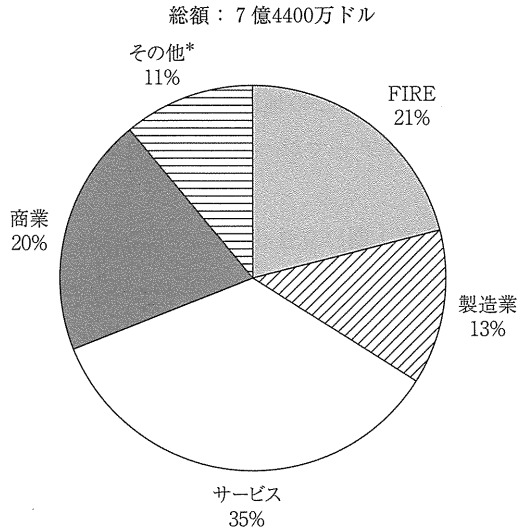


\*改革前に最低固定税ベース（300ドル）以外の課税ベースにより支払っていた納税者と改革後に最低固定税を支払う納税者が含まれている。

（出所）Ibid., p.36.

5) The City of New York, Department of Finance, Office of Tax Policy, op. cit., pp.41-45. 北沢猛・アメリカンアーバンデザイン研究所，前掲書。

図2 事業課税減免額の部門別分配：2001会計年度



(備考) \*通信, 建設, 公益事業, 非法人製造業が含まれる。

(出所) Ibid., p.37.

## 2 企業引止めプログラム

### (1) 企業逃避の脅威への対応策

ジュリアーニ市政期における経済活性化政策のもうひとつの特徴は、市内企業の転出による雇用流失を防止する「企業引止めプログラム」(Corporate Retention Program)が大規模に展開されたことであろう。前項の課税減免プログラムが一定の要件を満たす納税者に対して一般的に適用されたのとは異なり、これは市外へ転出しようとする企業との個別交渉にもとづき適用されるプログラムであって、行政当局の政策志向をより強く反映している。すなわち、このプログラムを運用した経済開発公社(Economic Development Corporation, EDC)は州法によって設立された非営利法人であるが、社長はニューヨーク市長によって任命され、その子会社である産業開発庁(Industrial Development Agency, IDA)を擁して、ニューヨーク市域内にとどまり雇用を維持あるいは増加することを誓約した企業に、その引替えとして長期間にわたり次のような補助を交付する裁量的権限を与えられていた。①抵当登録税と売上税を免税し、不動産税と電力費支払いを減額する、②固定資産の獲得・賃借・改良に要する資金調達のため市場レートを下回る利率で免税債を発行し貸し付ける、③市所有の不動産を非公開の交渉価格で売却し、関連するインフラ整備のために市の資本予算を提供する、④市所有の資産を市場レート以下の低利により長期間貸し付ける、⑤さまざまな直接融資プログラムを提供する<sup>6)</sup>。

「企業引止めプログラム」は、コッチ市政期の1989年に、5000人の従業員をもつデータ処理

6) New York City Independent Budget Office, "Full disclosure? Assessing City Reporting on Business Retention Deals," *Policy Brief*, June 2001, p.2.

部門をジャージー・シティ（ニュージャージー州）へ移転する動きをみせたチェース・マンハッタン・バンクを、ブルックリンのメトロテク・センター（Metro Tech Center）へ誘導する交渉が成立したときに始まり、ディンキンス市政期が終了する1993年末までに1件につき100万ドルを超える各種の経済的便益を長期間に交付する11の大規模な契約が交わされた。表2に見るように、こうした大きい便益を与える交渉はジュリアーニ市政期に入ると急速に増加し、2001年末までに80近くの大企業に対して総額20億ドルを超える便益を提供するプログラムに拡大したのである。1998年、ウォールストリートのスペースが手狭になったことを理由にハドソン河の対岸に移転する動きをみせたニューヨーク証券取引所に11億ドルの便益が提供されたことは広く知られている（この契約はブルームバーグ市政期に入り2002年に停止された）。

表2 大型企業引上契約の件数（100万ドル以上）

市長在任期間（年）	件数
コッチ（1988～89）	3
ディンキンス（1990～93）	8
ジュリアーニ I（1994～97）	41
ジュリアーニ II（1998～01）	43

（備考）経済開発局（EDC）の発表にもとづく件数。  
未執行や破棄された契約を含む。

（出所）Good Jobs New York, *New York City's Biggist Retention Deals Sorted by Date*, 2001から作成した。

## （2）プログラムに対する批判

「企業引止めプログラム」は施行当初から、個別企業との交渉過程が不透明であるうえ契約の全容が公開されないことなど、一般市民と納税者に対するアカウンタビリティに欠けていることが批判されてきた。こうした批判に応じてニューヨーク市議会が1993年に制定した条例（Local Law 69）は、経済開発局に対して、25万ドルを超える各種の便益供与により25人以上の雇用確保が見込まれる全ての企業引止め契約によってもたらされる市税収入の増減を比較し、期待される雇用の維持・増加数を評価した年次報告を議会へ提出することを求めている。しかし議会から調査を委託された独立予算局は、2000年までに提出されたジュリアーニ市政期の7つの年次報告を分析して、次のような問題点を指摘している。①便益提供に起因する市の財政負担が過小に見積もられ、期待される税収増加が過大に見積もられていること、②維持あるいは増加すると見込まれる雇用数が信頼性に欠け、個々の企業に与えられる便益が明示されていないこと、③収録された数値が各年次報告によりしばしば食い違い、また不動産税の税収記載額が他の公的課税データと整合しないこと<sup>7)</sup>。

7) Ibid, pp. pp. 3-8. 企業引止めプログラムに対するその他の批判として、F. S. Leichter, *City Tax Incentives By The Giuliani Administration: A Failed and Foolish Policy*, August 1997, Center for an Urban Future, *The Sector Solution: Building a Broader Base for the New Economy*, January 2000.



年次報告のこうした欠陥を乗り越えるために、ニューヨークの財政政策研究所 (Fiscal Policy Institute) とワシントンD.C.に本部を置くGood Jobs Firstにより取組まれている共同プロジェクト (Good Jobs New York, GJNY) は、産業開発庁 (IDA) から入手した内部文書にもとづき13のケースを分析し、「企業引止めプログラム」の実態を明らかにしている<sup>8)</sup>。ここでは資料の統一を考慮して10のケースを取り上げよう。

表3にまとめられた10のケースは、メディア部門の2つの大企業と投資銀行を中心とする8つの大金融機関である。これら10社には全体として3万4201人の従業員を維持することと引き替えに4億1816万ドルの便益を交付する取引が成立し、2002年度末までに1億1981万ドルが執行されている。表4によれば、2002年末に確保されている雇用数は3万4372人であって協定を171人上回っているが、これを契約成立時に10社が保有していた従業員数(3万6127人)とくらべると、1755人減少していた。こうしたことが生じた基本的な理由は、6社については契約時に保有されていた従業員数を下回る雇用の確保が協定されていたからである。さらに協定には一定数の従業員を削減しても契約の停止による補助金の返還や罰金などを科されない限度を規定した「ペナルティ・クッション」が含まれているので、企業はこの範囲内でレイ・オフが可能であったうえ、M&Aに取り組む過程で企業組織の大規模な再構築を展開することを妨げられなかったことである。たとえば、1995年にケミカルバンクと株式交換により合併して資産総

表3 企業引止め契約と執行額：2002年7月現在 (単位 100万ドル)

企業名	契約日	期間	補助交付額	執行済額
チェース・マンハッタン・バンク	1989年11月1日	25年	237.70	51.11
バンク・オブ・アメリカ	1993年11月1日	16年*	18.00	1.72
トラベラーズ	1995年8月1日	15年	22.10	19.44
NBC	1996年12月1日	14年	7.00	11.48
ディロンリード	1997年1月1日	20年*	5.85	補助金返却
メリルリンチ	1997年11月1日	15年	27.64	20.14
ペインウェバー	1997年11月1日	20年	14.47	6.63
ロイターズ	1998年5月1日	24年	26.00	2.44
ING金融持株会社	1998年12月1日	15年	7.40	2.86
全米証券業協会	2000年12月1日	20年	52.00	3.99
合計額**			418.16	119.81

(備考) \*1998年に契約停止。

\*\*原表にはベアスターンズ、クレディスイス・ファーストボストン、エクイタブル保険の3社が含まれている。

(出所) Good Jobs New York, *Know When to Fold 'Em: Time to Walk Away from NYC's "Corporate Retention Game"*, 2004, P.11, P.13から作成した。

8) Good Jobs New York, *Know When to Fold 'Em: Time to Walk Away from NYC's "Corporate Retention" Game*, February 2004. 財政政策研究所はニューヨーク州に住む人々の生活の質と経済状態に影響を与える租税、予算、および経済に関する広範な分野の公共政策を対象とした無党派の研究教育組織である。またGood Jobs Firstは、合衆国の州と地方政府の雇用助成 (job subsidies) の最良の取組みに関する最近の情報を、一般の人々、報道機関、公職者、経済開発に関わる専門家へ提供する全国的リーダーである。

額全米第1位となったチェース・マンハッタン・バンクは、さらに2000年にJ.P.モルガンを買収しJ.P.モルガン・アンド・カンパニーを形成した。また大手保険会社・証券会社を含む金融コングロマリットのトラベラーズ・グループは1998年にシティコープ（資産総額第2位）と合併し、資産規模7000億ドル余のシティグループを形成した。このような超大型金融機関がM&Aを通して形成される過程で、ワールド・ワイドなリストラクチャリングが転開され、従業員の削減や移動が行われたのである。（表4の注を参照）。2002年度末の雇用実績が協定を下回った企業は5社に達しているが契約が停止されたのは2社に止まっているのは、個々の企業に対するペナルティ規定が裁量的に取引され、運用されたことを示している。

GJNYのレポートは以上のような「企業引止めプログラム」の実態を明らかにして次のように述べている。「企業が逃避するという脅威の正当性を評価する明確で公開されたガイドラインが存在しないことによって、巨大な名門企業が市の経済開発資金を過度に手に入れることが助長されたのだ。1990年代に市との間で課税の減免を取引した大多数の企業は、金融とメディア部門に属している。（GJNYのオンラインデータベースに収録されている100件の契約の75%が金融・メディア企業である）これらの有力企業への対応が、市税収入がウォールストリートへ依存し過ぎているというすでに以前から問題視されていた事態をいっそう悪化させた<sup>9)</sup>。」

表4 企業引止め契約における雇用数と実績

単位：人

企業名	契約時の雇用数 (A)	基準雇用数の取決 (B)	2002年7月の雇用数 (C)	契約時の雇用数との差 (C - A)	基準雇用数との差 (C - B)
チェース・マンハッタン・バンク <sup>(1)</sup>	5,000	4,500	4,145	-855	-355
バンク・オブ・アメリカ <sup>(2)</sup>	2,172	1,700	344	-1,826	-1,356
トラベラーズ <sup>(3)</sup>	8,821	8,970	11,537	2,716	2,567
NBC	2,250	2,250	3,527	1,277	1,277
ディロンリード <sup>(4)</sup>	620	620	436*	-184	-184
メリルリンチ	9,693	9,000	7,821	-1,872	-1,179
ペインウェバー <sup>(5)</sup>	3,008	2,781	1,553	-1,455	-1,228
ロイターズ	1,806	1,800	2,096	290	296
ING金融持株会社 <sup>(6)</sup>	1,820	1,820	1,906	86	86
全米証券業協会 <sup>(7)</sup>	937	779	1,007	70	247
合計	36,127	34,201	34,372	-1,755	171

(備考) \*1998年の雇用数

- (1) 1995年にケミカルバンクと合併。2000年にJ.P.モルガンを取得し、J.P.モルガン・アンド・カンパニーを形成。
- (2) 1997年にセキリティバシフィックナショナルバンクと合併。
- (3) 1998年にシティコープと合併し、シティグループを形成。
- (4) 1997年にスイス銀行と合併、現在ウォーバーグ・ディロンリード。
- (5) 現在UBSアメリカズ。
- (6) 2007年7月の雇用数には、ABNAmro証券会社へ売却された部門が含まれている。
- (7) 2002年にナスダックが分離。

(出所) Ibid,P.14から作成した。

9) Ibid, p.8.

### 3 ウォールストリートに対する依存の深まり

ニューヨーク市の財政が1990年代にウォールストリートの投資銀行業や証券仲介業の動向に依存を深め、その影響をますます強く受けるようになったことを指摘したのは、1998年に出された「ニューヨーク市に関する州コントローラー代理事務局」(Office of the State Deputy Comptroller for the City of New York) のレポートである<sup>10)</sup>。そこでは、ニューヨーク市の総雇用が減少から増加に転じた1980年代と1990年代の各5年間に市内経済の諸部門で獲得された所得の分け前を比較して、この依存の深まりが投資銀行業や証券仲介業の活況から獲得される企業利潤と報酬の異常な増大に起因することが明らかにされている(表5参照)。

1983年は80年代の市内総雇用が増勢に転じた年である。民間雇用は製造業を筆頭に交通業、卸売業、銀行業において減少が続いたが各種サービス業と証券業に主導されて88年までに17万6000人増加し、さらに公務員7万3600人の増加を併せると総雇用の増加は25万人であった。こ

表5 ニューヨーク市における雇用と所得の変化の分け前 単位：雇用=人、所得=億ドル

	1983年-88年の変化				1992年-97年の変化			
	雇用	分配%	所得 <sup>(1)</sup>	分配%	雇用	分配%	所得 <sup>(1)</sup>	分配%
移出部門：	76,100	30.5	242	63.7	65,700	53.3	214	97.7
証券業	41,400	16.6	88	23.2	25,200	20.5	122	55.7
ビジネスサービス	47,500	19.0	36	9.5	56,000	45.5	35	15.9
その他金融業	9,600	3.8	9	2.4	-3,300	-2.7	32	14.6
文化・メディア <sup>(2)</sup>	14,300	5.7	30	7.9	27,500	22.3	18	8.2
専門サービス	27,300	10.9	70	18.4	12,000	9.7	9	4.1
銀行業	-1,800	-0.7	23	6.1	-24,000	-19.5	8	3.7
ホテル業	5,300	2.1	2	0.5	3,200	2.6	3	1.4
製造業 <sup>(2)</sup>	-67,500	-27.0	-14	-3.7	-30,900	-25.1	-13	-5.9
地域部門：	100,100	40.1	91	23.9	116,600	94.6	13	5.9
保健サービス	29,900	12.0	27	7.1	31,500	25.6	7	3.2
小売業	31,200	12.5	11	2.8	39,000	31.7	5	2.2
建設・鉱業	3,800	1.5	23	6.1	6,600	5.4	4	1.8
社会サービス	21,600	8.6	8	2.1	21,100	17.1	3	1.4
その他サービス	9,500	3.8	18	4.7	25,300	20.5	1	0.5
卸売業	-7,400	-3.0	13	3.4	-5,100	-4.1	-2	-0.9
交通業 <sup>(3)</sup>	-15,500	-6.2	-8	-2.1	-1,800	-1.5	-5	-2.3
民間部門小計	176,200	70.5	333	87.6	182,300	148.0	227	103.7
政府部門	73,600	29.5	47	12.4	-59,100	-48.0	-8	-3.7
全部門合計	249,800	100.0	380	100.0	123,200	100.0	219	100.0

(備考) (1) 賃金、俸給、事業者所得を含む。概数。

(2) 出版業は、製造業でなく文化・メディア業に含まれている。

(3) 電話業は交通業に含まれているが、それ以外の通信業は文化・メディア業に分類されている。

資料出典：U.S. Department of Commerce, N. Y. S. Department of Labor; O.S.D.C. analysis.

(出所) Office of the State Deputy Comptroller for the City of New York, *New York City's Economic and Fiscal Dependence on Wall Street*, 1998.8, P.7, P.11. 表3と表7の一部分を合成して作成。なお原表の数値の明かな誤りが引用者により訂正されている。

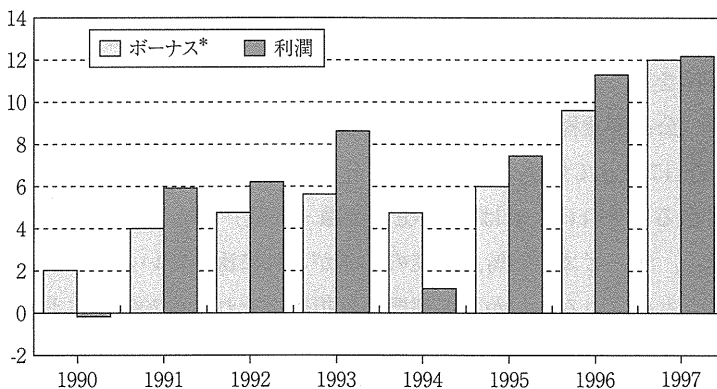
10) Office of the State Deputy Comptroller for the City of New York, *New York City's Economic and Fiscal Dependence on Wall Street*, Report 5-99, 1998.

の間に市内経済の各部門が獲得した実質総所得は380万ドル増加したが、証券業がこの増分の23%の分け前を占め、これに続いて専門サービス、公務、ビジネスサービス、文化・メディア、保健サービス、建設・鉱業、銀行の7部門がそれぞれ増分の5%以上を獲得していた。1988年は80年代の市内総雇用がピークに達した年であって、証券業の雇用はその4.2%を占めていた<sup>11)</sup>。しかし、証券業をふくむ民間部門では、1992年までに31万2000人の職場を失う雇用減少が、87年10月のブラックマンデーの株価大暴落を引きがねとしてすでにはじまっていた。

民間部門の雇用減少は1992年に底を打ち、1997年までに18万2300人の新たな職場が創り出された。製造業、銀行業、卸売業、交通業の雇用はひきつづき減少したが、ビジネスサービスを筆頭とする各種サービス業と小売業や証券業を中心として80年代を上回る雇用が生まれたのである。しかし公務員が6万人削減された結果、総雇用の増加は80年代を大きく下回り12万3000人とどまっている。1992年と97年をくらべた実質所得もまた80年代の実績を大きく下回り219万ドルの増加にとどまった。注目すべきは、その増分の86%が証券、ビジネスサービス、その他金融の3部門に集中し、しかも証券業のみで56%の分け前を獲得していることである。こうした証券業における所得の異常な集中は、企業利潤と賃金・ボーナスの急速な増加から生まれたことであつた。すなわち、図3にみるように、投資銀行業と証券仲介業の活況によって証券会社の獲得した利潤は1992年から倍増して97年には122億ドルを記録したが、これに伴って年末のボーナス支給額もまた急増したのである。1997年末におけるウォールストリートのボーナス支給額120億ドルは市内で支払われたボーナス総額の60%を占め、それは全市の年間賃金の約7%に匹敵するとレポートは分析している。この年のウォールストリートの年間平均賃

図3 ウォールストリートの利潤とボーナスの増加

単位：10億ドル



\* ボーナス支給額は当年第4四半期と次年第1四半期の支給額。O. S. D. C. nによる見積り額。

資料出典：N. Y. S. Department of Labor, New York Stock Exchange;

O. S. D. C. analysis.

(出所) Ibid., p.14.

11) Ibid., p.7.

表6 ニューヨーク市の所得課税に対する証券・金融部門の寄与 単位：100万ドル

	1992年度	1993年度	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度
証券会社 <sup>(1)</sup> (納税総額に占める割合)	616 (14%)	707 (15%)	851 (17%)	702 (14%)	947 (17%)	1,211 (19%)
銀行および証券会社 <sup>(2)</sup> (納税総額に占める割合)	1,162 (24%)	1,311 (25%)	1,635 (29%)	1,201 (23%)	1,621 (27%)	1,913 (28%)

(備考) (1) 一般法人税, 非法人事業税, 個人所得税の納税額

(2) 一般法人税, 非法人事業税, 金融法人税, 個人所得税の納税額  
いずれも帰属が未確定の税収を除いている。

資料出典：N.Y.C. Office of Management and Budget; O.S.D.C. Analysis.

(出所) Ibid., P.20の表13から作成した。

金は18万1900ドルであって、市内の非金融部門における平均賃金3万9200ドルの4.5倍であった<sup>12)</sup>。

こうして1990年代のニューヨーク市の経済が復興から拡大に転じるにもなって、ウォールストリートの活況を反映する企業利潤と報酬の抜きん出た増加がますます広範な作用を与えるようになった。そして、証券・金融部門がニューヨーク市経済の回転軸としての性格をますますつよめる過程で、ニューヨーク市の税収に占めるウォールストリートの重要性もまた高まったのである。すなわち、表6にみるように証券部門で獲得された所得から支払われる一般法人税、非法人事業税、個人所得税の納税額がこれら3税の徴収総額に占める割合は、1992年度の14%から97年度には19%へ5ポイント高まった。さらにこれに商業銀行が支払う金融法人税を加えると、4つの所得課税の収入総額に占める証券・金融部門の割合もまた1992年度の24%から97年度には28%へ上昇している。

ニューヨーク市財政局の「租税歳出報告書」は、「州コントローラー代理事務局」のレポートよりひろく、一般法人税、非法人事業税、金融法人税、商業家賃税、不動産税第4種（住宅と公益事業不動産を除く、オフィスビル、工場、店舗、倉庫、空地などが課税される）、個人所得税、売上税、公益事業税の8種の市税を対象として、それらの債務がニューヨーク市経済の諸部門の企業と従業員によって負担された状態を分析している。表7は2000年（tax year 2000）に関する推計である。それによれば、FIRE（金融・保険）が上記8種の市税債務の29%を負担して最も大きく、サービスの23%、商業の10%がこれに次いでいる。以上の3業種部門による負担額は62%を占めている。しかし各部門の負担額をそれらの2000年における雇用数と給与水準にもとづき従業員1人当たり負担額に換算すると、FIREが9560ドルと他を大きく引き離して首位に立ち、法務と専門・技術・管理の両部門が肩を並べてそれに続いている。市内総雇用にしめるFIREの割合は10%程度で10部門のうち4位であるが、法務と専門・技術・管理の両部門は10位および8位ときわめて低い。1990年代の後半から末にかけてウォールストリートの

12) Ibid., pp.12-13.

表7 ニューヨーク市経済の部門別市税債務負担額\*

部門	市税債務負担額				従業員数順位
	総額(100万ドル)	構成比(%)	従業員1人当(ドル)	順位	
1 証券・金融	3,452.3	28.6	9,560.2	1	4
2 サービス	2,815.6	23.4	2,166.2	9	1
3 商業	1,249.0	10.4	2,758.8	7	3
4 専門・技術・管理	921.6	7.7	6,684.0	3	8
5 行政	868.8	7.2	1,581.2	10	2
6 情報	648.8	5.4	3,716.2	5	6
7 その他	608.6	3.6	2,237.1	8	5
8 法務サービス	526.8	4.4	6,728.7	2	10
9 製造業	516.8	4.3	3,175.3	6	7
10 不動産	433.6	3.6	4,116.9	4	9
全部門合計・1人当平均	12,041.4	(100.0)	3,350.6		

(備考) \*一般法人税, 非法人事業税, 金融法人税, 個人所得税, 売上税, 商業家賃税, 公益事業税, 不動産税第4種(住宅と公益事業不動産を除く, 事務所ビル, 工場, 店舗, 倉庫, 空地などを対象とする)の債務負担額である。

(出所) The City of New York, Department of Finance, Office of Tax Policy, *Annual Report on Tax Expenditures Fiscal Year 2003, 2002*, P.146.

未曾有の活況を生み出した株式公開ブームやM&Aブームのなかで, 市内雇用に対する寄与は相対的に小さいが高度な専門知識や技術を有する法人サービスに対する需用がますます増大し, これらの部門に高所得がもたらされたことを示しているといえよう。(以下, 次号へ続く)